

## 短時間介護予防通所リハビリテーション 介護サービス費・利用料

要支援	費用(円)		算定単位	備考
	要支援1	要支援2		
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	要支援1	2053	1月	短時間介護予防通所リハビリテーションを行った場合、算定します
	要支援2	3999		

各種加算	費用(円)	算定単位	備考	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る	
若年性認知症利用者受入加算	240	1月	若年性認知症の利用者(40歳以上65歳未満)に対して個別の担当者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合算定します	
同一建物減算	要支援1	-376	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に、短時間介護予防通所リハビリテーションを行う場合減算します
	要支援2	-752	1月	
利用開始日の属する月から12月超減算	要支援1	-20	1月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に、短時間介護予防通所リハビリテーションを行った場合減算します
	要支援2	-40	1月	
運動器機能向上加算	225	1月	運動器機能向上計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が運動器機能向上サービスを行った場合に算定します	
事業所評価加算	120	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します	
科学的介護推進体制加算	40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。
	要支援2	176		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72		
	要支援2	144		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24		
	要支援2	48		

各種加算	費用(円)	算定単位	備考		
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位 × 47 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。	
	(Ⅱ)				× 34 / 1000
	(Ⅲ)				× 19 / 1000
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位 × 20 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。	
	(Ⅱ)				× 17 / 1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービスの総単位数	× 10 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。	

- ※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1~3割で計算されます。
- ※ 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。
- (1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円
- (2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円